

V 論文 模範解答

「繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法」に関して、問題あるいは良かったと感じた事例について述べる。

まず問題を感じた事例としては、表示記号の形態から取扱い方法が連想しづらいという点があげられる。具体的には、基本記号の中で、三角形の漂白処理や正方形の乾燥処理記号などは、見た目では内容を読み取ることが難しいと思われ、消費者が製品を取扱う上で間違った方法を選択してしまうことにならないかと感じる。そして、この原因は表示記号の形態が抽象的な図形であり、直接的に意味を読み取りづらいことにあると考える。従つて、これを解決するための対応方法としては、販売員による販売時の素材説明などと共に、消費者が繊維製品の取扱いに関する表示記号について正しく理解できるように、取扱い表示の説明を直接行なうことが求められる。

一方、良かったと感じた事例としては、取扱いに関する表示記号が世界共通になったことで、海外ブランドなどの製品においても、取扱い方法が容易に理解できるようになったことがあげられる。これまで海外製品を取扱う際には、個々に注意する必要があったが、取扱いに関する表示が統一されたことでこの問題が無くなった。また商業クリーニング処理においても同様で、世界共通の表示に改正されたことにより、クリーニング事故防止に大いに役立つと考えられる。

最後に、取扱い表示が今後どうあるべきかについては、時代に合わせて柔軟に表示方法を変えていくべきだと考える。近年ではグローバル化が進む中、新素材の開発も進んでいくため、数年後には取扱い方法も多様になっていることが予想できる。変動する世の中に合わせて柔軟に取扱い表示を改定することで、消費者への理解も進み、より長く繊維製品を使用することができるようになり、廃棄物の削減にもつながると考える。(758字)